

保育料等口座振替のお手続きについて

保育料等(※)のお支払方法は、原則口座振替となっております。お早めに口座振替申込みをお願いいたします。

口座振替は、原則として、一度お申し込みいただければ、指定した金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座から、納付期限の日に自動的に引き落とされる便利な制度です。

※保育料等とは

- 民間保育園:通常保育料のみを指します。延長保育料、その他実費の納付方法は各園にご確認ください。
- 公立保育所、公立認定こども園:通常保育料、延長保育料、給食費(3歳以上児のみ)を指します。

口座振替のできる金融機関

○金融機関(令和8年2月現在)

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、常陽銀行、東京スター銀行、ゆうちょ銀行(郵便局)、千葉信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、千葉みらい農業協同組合、中央労働金庫、埼玉りそな銀行(※1)、三菱UFJ信託銀行(※1)、みずほ信託銀行(※1)、横浜幸銀信用組合(※1)、ハナ信用組合(※1)、イオン銀行(※2)、PayPay 銀行(※2)、楽天銀行(※2)

※1 埼玉りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、横浜幸銀信用組合及びハナ信用組合については、金融機関窓口のみでの取り扱いとなります。

※2 イオン銀行、PayPay 銀行及び楽天銀行については、インターネットのみでの取り扱いとなります。

口座振替のお申し込み方法

1 インターネットでの申込み

インターネットの口座振替受付サービスから申込みいただけます。

三菱UFJ銀行及び千葉みらい農業協同組合については、AIRPOST 経由でのお申込みになります。

詳細については、下記の URL または右記の二次元コードからご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoiku/unei/web-kouza.html>



※児童番号が不明な場合は、全て「9」を入力してください。

2 金融機関窓口での申込み

「千葉市口座振替依頼書」に必要事項を記入後、金融機関にご提出願います。(記載例は裏面にあります。)

※千葉市口座振替依頼書は金融機関には備え付けられておりませんので、ご注意ください。

(千葉市口座振替依頼書は、各園・各区こども家庭課に備え付けられております。)

口座振替のお申し込みにあたっての注意

○口座振替のお申し込み手続き後、振替開始までの目安

◆振替開始まで1~2か月程度(お届け出順で処理を行います)

口座振替開始の通知等は送付していません。口座振替が開始されるまでは毎月20日前後に納付書をご自宅へ郵送いたします。納付書が届かなくなりました月分の保育料から口座振替となりますので、残高不足にご注意ください。

(なお、保育料の決定が遅延した場合も納付書が届かないことがあります。その場合は保育料が決定された月もしくは翌月分の保育料から口座振替となり、それ以前の月の遡及分保育料につきましては納付書でのご納付となりますので、予めご了承ください。)

○その他、口座振替のお申し込み詳細につきましては『千葉市口座振替依頼書』の裏面をご確認ください。

